

「漁港水面施設運営権登録令施行規則についての意見・情報の募集」に寄せられた御意見及びそれに対する考え方

御意見	御意見に対する考え方
申請等について、法人である事業者については法人番号の提出を行わせた方が良いと考える（そうすると、行政（水産庁以外に、農林水産庁、厚生労働省、経済産業省、地方公共団体等も含む）の事務の能率向上に資すると思われるし、公正性の向上も見込められると思われるので。）。（なお、法人番号以外の識別記号（法人番号と紐付くような形で一意に事業者の識別が可能である事が必要である。）により、一意に事業者の識別が行えるのであれば、必ずしも法人番号の提出は必要ではないと考える。）	漁港水面施設運営権は、物権とみなし、漁港及び漁場の整備等に関する法律（改正漁港漁場整備法）（昭和 25 年法律第 137 号。以下「法」という。）に別段の定めがある場合を除き、土地に関する規定を準用する（法第 53 条）こととされていること及び漁港水面施設運営権登録簿への登録は、登記に代わるものとされている（法第 58 条第 1 項及び第 2 項）ことに鑑み、漁港水面施設運営権登録令及び漁港水面施設運営権登録令施行規則（以下「本規則」という。）については、不動産登記法令を例として立案し、同様の規定を措置しているところです。 不動産登記法令においては、令和 6 年 4 月 1 日から、所有権の登記名義人となる者が法人であるときは、特定の法人を識別するために必要な事項について、所有権の登記に係る申請事項とされることとなっていますが、用益権については従来通りの取扱いとなっております。漁港水面施設運営権の性質上用益物権とみなされることから、漁港水面施設運営権の登録に関して、漁港水面施設運営権登録令及び本規則において不動産登記法令における用益権と異なる取扱いをすることは既存の不動産登記制度とのずれを生じることとなり適当ではないことから、申請書記載事項とはしておりません。